

令和4年度 第3回大磯町自治基本条例町民委員会 結果概要

○日時 令和5年1月31日（火）16:00～16:45

○場所 大磯町保健センター2階研修室

○出席者

（委員）三浦委員、兵頭委員、池田委員、白木委員、鈴木委員、土方委員、深井委員
（事務局）参事兼町民課長、町民課担当職員

○傍聴者 2名

○会議記録

議題

（1）大磯町自治基本条例の検討及び見直しに関する答申について

事務局より資料1のとおり説明を行い、次のとおり意見交換が行われた。

■前回の見直しでは私が副委員長で参画させていただきましたけれども、その時に答申させていただいた内容で一番大きな柱が、町民の参画をいかに確保するかということで、具体的なあり方としては、審議会等の町民参画が考えられるけれども、審議会は数多くございますが、町民が参画するに際して、相応しい審議会があるわけです。たとえば、まちづくりに関する審議会などは、地域住民の方々の直接の意見を聞く良い機会で、それが反映されて然るべきだと思いますが、例えば情報公開審査会ですとか、個人情報保護審査会ですとか、法律、条例に基づく審査会、審査機関として諮問等を受け、それに対して答申をするという法律的な議論が中心となる審議会もあります。それは専門家によって構成されて然るべきだと思いますが、住民が直接に町政に対して意見を述べる機会を拡大するのが非常に重要です。他方で、審議会の性格、性質をよく見極めながら適切に町民参加の機会を確保すべきで、パブリックコメントについても具体的に議論をされたと記憶しております。町の施策を展開する上で、住民から広く意見を聞く機会ということでは、パブリックコメントは各自治体でも定着している中で、大磯町では適切に運用できるようにすることが大きな議論の中心だったと記憶しています。前回の見直しの町民委員会はそれを答申いたしまして、その5年後に今回の町民委員会になったのですが、そうした審議会やパブリックコメントの運用というものがしっかりとなされていることを町民委員会は確認させていただきまして、その上で御意見をいただきましたが、条例を改正していくという段階ではないのではないか、むしろこの条例のまま、さらに住民意思の基本原則というものを確認しながら、施策を進める上でしっかり定着させていくことが、今回の大きな議論の流れだと思います。前回の会議では、副委員長から専門の立場から自治基本条例の位置づけというものを御説明いただきました。これは非常に難しい問題で、制定記念号に自治基本条例とは自治体の憲法であると言われていたということです。ただ、自治体の憲法というものが独り歩きすると、自治基本条例の見方が大きく膨れてくる可能性があるということで、自治体の基本原則を定めた条例であり、かつ自治体の基本ルールを定めているものであることをまず御確認いただきたいということだったと思います。ただ、理念条例とはいえ、理念だからそれとして置いておけば良いというものでは決してなく、基本ルールが非常に重要ですので、その理念をいかに実現していくのかということで、現行の日本国憲法や地方自治法の法制度の中でできる限りの工夫をしながら、自治基本条例の理念を生かした町政を運営していくことが求められているということだったと思います。そうした中で、皆様の御意見を既に頂いておまして、それを取り纏めたものが先

ほど事務局の方から御説明いただきました別紙の委員の意見まとめになっております。これを添付されることを前提といたしまして1枚おめくりいただきますと、町長あてに委員長の手紙となつております。読み上げさせていただきます。もし、文言等修正すべきところがありましたら御指摘いただきたいと思ひます。

※答申書（案）を読み上げ

先ほど申し上げました通り、町には別紙を含めて答申書を受け取っていただき、役場の庁内の中でさらなる自治基本条例の理念を生かした町政を心がけていただきたいということになります。長くなりましたが、答申書の御説明をさせていただきます。本日は前もって原案についてはお送りさせていただきます。その中で、別紙の意見のまとめの中で、それぞれの皆様の御意見が集約されているはずでございますが、少しニュアンスが違うのではないかとすとか、別の件のこともあるのではないかと、さらに、本文の内容という部分でも構いませんので、御意見のある方はぜひご発言していただきたいと思ひますがいかがでしょうか。【委員長】

■答申書と意見のまとめに関しましては、私からお願いすることはございません。先ほど委員長からのお話もありましたように、今回、理念条例としての大磯町自治基本条例について皆さんと委員会や勉強会でお話させていただいて、理念としての条例の位置づけは、この委員会の中で皆さんと一緒に確認させていただいたのではないかと考えております。今後、町民の皆さんと議会の議員の皆さん、職員の皆さんが、理念条例として存在する自治基本条例の今後のまちづくりにぜひ生かしていただきたいと思ひます。個人的な感想のお話となつてしまつて恐縮なのですが、初めて当委員会の委員を務めさせていただき、住民の皆さんと接触する機会も初めていただきました。今まで本を読んだり、大学で講義を受けたりと、そういう勉強は受けてきましたが、実際に大磯町の基礎的自治体という組織の中で、職員の皆さん、あるいは委員会の委員を務める住民の皆さんとお話させていただいたというのは初めてでして、個人としてとても良い勉強になる機会をいただいたと思ひしております。なお、委員会を務めていただいております皆さんですが、条例の中の「公共の心」と言う言葉が出ていました。日頃条例や法律と接することがあまりないと思ひますが、今回委員の方々の話を聞いて、今回委員を務められた皆さんは、自分の利益、自分の立場を基準にしてこうあるべきというような話をされた方は1人もいらつしやらず、真剣に町のことを考えていらつしやるのだなと感じましたし、私自身も本当に勉強させていただいたところです。私が所属する大学でも行政機関に就職を希望している学生もおりますので、今回勉強したことを今後仕事の中で学生に伝えていきたいと考えております。【副委員長】

■副委員長からの御意見、御感想でしたが、皆様の方からも一言ずつ感想でも結構ですし、あるいは答申には書かれていないが、範囲から外れていても結構ですので、お一人ずつ御意見、御感想をいただければと思ひます。【委員長】

■内容的には問題ないと思ひます。この答申書で町へ要望することになるのだろうと思ひますが、この先、他の委員会でもこういった書類を作つたら終わり、そのあとの対応がないということもあるので、これを町長に出してそれから先のスケジュールはどうなるのでしょうか。誰が、どのような方法でいつまでに町民参画、SNSの活用等とありますが、そういったものを具体的に実現するためにどうするのか、全く今の段階ではわからないのか、町長が決めるものなのか、それを教えていただきたい。【委員】

■前回の流れもそうだったので、まず、答申書を町長に出した後、その内容について庁内の会

議がございますので、そちらに報告をして議論させていただく対応になってきます。ただし、答申書に要望するという最後の文言がございますので、こちらについて具体的にどのようなことを各課でやっていくかという議論をして、5年後にはまた条例の見直しがありますので、それまでに出ている基本方針に合わせた形で町民参画を実施し、新たにSNSの活用などの実績を作っていく、5年後の見直しに向けて話を進めていくというのが今のスケジュールでございます。【事務局】

■分かりましたとは言にくいのですが、今の内容だと5年目に本当に答申書の内容のものが出来ているのかと正直私は感じます。どこの課で、どんなふうに、いつまでにやるといった具体的な計画は、少なくとも5年後ではなくて、答申を提出した後に今いるこのメンバーには報告をすることは必要ではないのかなと思います。【委員】

■前回の町民委員会の答申については、町の基本方針がリンクしています。それに基づいて、具体的にパブリックコメントの在り方などを庁内で浸透していただいて、今5年が経過してそれが上手く定着しているという結果が出たという流れが経過だと思います。今の話を伺っていると、これから町長に答申が出され、役場の庁内の部局で別紙含めた答申が共有されるというところまでは理解できます。具体的に基本方針なりに反映させるため、庁内の職員さんやチームのようなものがあって、そこで揉んだ内容が基本方針の改定等に結びつき、そこで成功されるという風な絵は描けませんか。【委員長】

■役場の中にこの自治基本条例について、各部課長等が入った検討の場がございますので、今回の答申を受けてどのような形で対応していこうかという話し合いをさせていただいて、こういったやり方でやっていきますよというものを委員の皆様へ返すようなことが一番良いのかと考えます。

【事務局】

■答申書を受けて町の対応を公表するという事だと思えます。御意見ありがとうございました。答申の中にどれだけ具体的に書くかというところですが、あまり細かいところまで書いてしまっても縛ってしまいます。ただ、答申を出すことで町政に具体的に反映されるということを願ってここまで議論してきたということですので、しっかり町で受け取っていただきたいと私からも重ねてお願いしたいと思います。【委員長】

■自治基本条例が制定されたときに区長をしておりましたので、制定をされたということはわかっていましたが、具体的な内容については今回委員になって改めて勉強させていただきました。住民と議会、行政で意思の疎通を図った中でやっていけたらいいなと感じております。議会報告会など、条例ができてから具体的なことが目に見えてきたということは感じております。【委員】

■条例の見直しに初めて関わらせていただきまして、今までわからなかったものが、まだ分からないことが多いのですが、勉強させていただいてありがたく思います。時代もめまぐるしく変わっておりますので、対応するのも大変だと思いますけれども、ありとあらゆる手段で発信する力を柔軟に持っていただいて、町民が参画できる場所は協力していきたいと思えます。【委員】

■大磯町にふさわしい条例とは何か、という御意見がありましたけれども、町民の参画と協働をキーワードに議論してきたわけですが、その課題の整理のためには自治基本条例をどのように生かすかということが重要になると思えます。3点くらい申し上げたいと思えますが、1点目は、町政の有り様を町民とどのように共有するのか、どのように流れを作って納得させるのか、そのストーリーをどう描いて広報で共有を拡大し、可視化、見える化をするか、また、その骨格、スケルトンの作成が大事ではないかと感じています。2点目は、これが一番大事かと思えますが、この条例はあ

くまでもの理念であることです。この素晴らしい条例は理念であり、個別のケースに政策の実行や権利のツールにこれを使うことはやってはいけないことだと思います。ここを間違えると、迷路に陥って抜け出せなくなると思いますので、それを考えて行動した方が良いと思います。3点目ですが、自治基本条例の逐条解説はありますが、町の皆さんには中々理解しがたい、馴染みにくい条例だと私は感じました。周りの皆さんに聞いても自治基本条例とはよくわからない、本当にこのようなものは必要なのかという意見も一部で聞きました。私もそう思っていました。5年後の次の見直しの時に、今までの恒例とか、継続というものから一旦離れて、SDGs等を活用した新しい発想にオープンイノベーションすることも大事なのではないかと思います。SDGsを自治基本条例の次世代のスタートアップの概念になるのではないかと私は思っていますので、皆さんの趣旨と違うかもしれませんが、見直しを5年毎にするということではなくて、時代に合った自治基本条例に変えていくことも一つのやり方ではないかと思います。【委員】

■答申書に関しましては、私もこの通りだと思っています。今後の見直しですが、答申書の下3行あたりに関してのお話ではないかと聞いておりました。この件の作業に関しましては、進捗状況の把握によっては町民の皆様方に開示して、町をより良くするという観点からいろいろ考慮していただくことで、答申案につきましても基本条例の文言に関しましては、現状では何ら問題は無いのかと感じております。一人ひとりの心の問題になる答申でございますので、自然、文化など次世代に受け継がれるような仕組み、これが郷土愛、地元愛になるのではないかと思いますので、そういった観点から条例を考えていかなければならないので、非常に難しいと認識しましたことが感想でございます。【委員】

■貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。答申案という段階ですが、この案を取るという形で確定をすることに異論はないということですのでよろしいでしょうか。それでは答申書を別紙を含めて確定をさせていただきたいと思います。様々な御意見をいただき、今日に限らず、勉強会も開催し、議題について議論させていただきまして、自治基本条例はどういうものかということから御理解いただきながら進めて来たところでございます。【委員長】

■私から簡単にお話させていただきますが、最近話題にもならなくなってきている状況ですが、1999年に地方分権改革が推進されています。具体的には、地方公共団体である大磯町を含む自治体の組織と運営に関する大綱を定める地方自治法という重要な法律があります。この地方自治法を大改正することによって地方分権改革が推進されたというのが現実です。かつて日本は中央集権的な思想が強い状況で、戦後に新しい日本国憲法ができました。憲法29条以下地方自治という章で地方自治権を憲法が保証するという体制をとったわけです。ところが内実としては戦前の中央集権的な仕組みを引き継いだままの状況です。具体的な話を申し上げますと、国政選挙の事務は、実際は大磯町の選挙管理委員会が国政選挙に関する事務を行っているという事実です。あるいはパスポートの発給は、本来外務省が行いますが、神奈川県がその仕事を請け負っています。国が本来やる仕事を自治体が請け負って実際の行政を運営しているという場面が今でもあります。簡単に申しますと、今よりはるかに多くの事務を自治体が請け負っていたことは、国の下請け機関という位置づけが非常に強く、市町村でも事務量の大体50%くらいの国の仕事を請け負っていたという状態で、自治権侵害といった状況でした。そのため、元々の地方自治の趣旨を法律に反映させて、自治体の自治の懇願というものを捉えながら、自治体が自らの責任を持って運営することを広げるという考え方が1999年の地方分権改革にあったわけです。そうした中、各自治体が自治基本条例を作り、その自治

体の理念をしっかり位置づけ、それに基づいて重要な住民自治を実現させていく考えが各自治体にあって、その流れの中で平成23年に大磯町自治基本条例が制定されたのではないかと考えております。そのため、かつて国の仕事の下請け機関のようであった自治体が、住民自治のために自らの責任と判断において行政運営していくということと、平成11年以降の状況をしっかりと捉えて進めていくことが重要です。その後時間が経過し、上手くいかないことが出てきた中で、自治基本条例の理念を生かしながら住民自治をしっかり運営していくことが地方分権の理念にかなっているのかと考えているところです。そうした意味で、この町民委員会に関与させていただいて、自治基本条例の内容や運用の状況と、自治基本条例の性格の位置づけを確認しながら、現行の法律や制約が理念であるけれどもその実現を目指してできる限りのことをして、自治基本条例の実現のためのシステムを作っていくことが今後の地方分権の時代の中で重要な事項となってまいります。条例の見直しが5年に1度となっていますが、5年を経たないまでも社会状況は大きく変動していますので、状況が変わった際には、こうした検討の機会を設けていただければと思っています。長くなりましたけれども私の方から意見感想を述べさせていただきました。【委員長】

■議題としては以上とさせていただきますが、続きまして(2)のその他について事務局の方からございますか。【委員長】

■今回、答申書を本来なら委員長から町長に直接お渡しするのですが、コロナ渦ということもありますので、事務局の方で渡すことを考えていますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

【事務局】

■長きにわたり御意見を頂戴いたしまして、勉強会などにもお時間をいただきました。そういった意味では、委員が共通して知識やいろいろな意見を頂戴できたかなと思います。結果として、SNS等の活用として、特に情報発信のところでは我々も具体的にこうあるべきだということではできませんでしたが、時代と共に様々なSNS主導というものが開発されていくという現状ですので、そうした部分も含めて今後この方針を受け止めていただいて、ぜひ庁内で検討をしていただきたいと思います。では、これもちまして第3回大磯町自治基本条例町民委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。【委員長】

以上